

春日井市告示第 24 号

平成31年第 1 回春日井市議会定例会において議決を経た平成30年度春日井市一般会計補正予算ほか 3 件の補正予算及び平成31年度春日井市一般会計予算ほか11 件の予算の要領は、次のとおりである。

平成31年 3 月25日

春日井市長 伊 藤 太

## 平成31年度春日井市一般会計予算

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ102,070,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

### (継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

### (債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

### (地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

### (一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

### (歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市 税		51,453,300
	1 市 民 税	22,339,000
	2 固 定 資 産 税	21,045,000
	3 軽 自 動 車 税	553,000
	4 市 た ば こ 税	1,605,000
	5 事 業 所 税	1,760,300
	6 都 市 計 画 税	4,151,000
2 地 方 譲 与 税		718,700
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	193,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	500,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	20,000
	4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	5,700
3 利 子 割 交 付 金		100,000
	1 利 子 割 交 付 金	100,000
4 配 当 割 交 付 金		300,000
	1 配 当 割 交 付 金	300,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		250,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	250,000

款	項	金額
6 地方消費税交付金		5,400,000
	1 地方消費税交付金	5,400,000
7 ゴルフ場利用税交付金		46,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	46,000
8 自動車取得税交付金		200,000
	1 自動車取得税交付金	200,000
9 環境性能割交付金		78,000
	1 環境性能割交付金	78,000
10 国有提供施設等所在 市町村助成交付金		151,000
	1 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	151,000
11 地方特例交付金		716,965
	1 地方特例交付金	380,000
	2 子ども・子育て支援 臨時交付金	336,965
12 地方交付税		1,060,000
	1 地方交付税	1,060,000
13 交通安全対策特別交付金		55,000
	1 交通安全対策特別交付金	55,000
14 分担金及び負担金		1,142,410
	1 負担金	1,142,410
15 使用料及び手数料		1,554,255

款	項	金額
	1 使用料	779,165
	2 手数料	775,090
16 国庫支出金		15,144,268
	1 国庫負担金	12,552,665
	2 国庫補助金	2,531,789
	3 国庫委託金	59,814
17 県支出金		6,822,624
	1 県負担金	4,247,287
	2 県補助金	1,941,445
	3 県委託金	633,892
18 財産収入		632,127
	1 財産運用収入	116,907
	2 財産売却収入	515,220
19 寄附金		103,000
	1 寄附金	103,000
20 繰入金		3,096,329
	1 繰入金	3,096,329
21 繰越金		1
	1 繰越金	1
22 諸収入		4,348,121

款	項	金額
	1 延滞金、加算金及び過料	33,001
	2 市預金利息	426
	3 貸付金元利収入	931,742
	4 受託事業収入	4,530
	5 雑入	3,378,422
23 市債		8,697,900
	1 市債	8,697,900
歳入合計		102,070,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議 会 費		474,845
	1 議 会 費	474,845
2 総 務 費		11,436,891
	1 総 務 管 理 費	9,604,085
	2 徴 税 費	922,060
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	527,757
	4 選 挙 費	278,954
	5 統 計 調 査 費	40,859
	6 監 査 委 員 費	63,176
3 民 生 費		43,369,550
	1 社 会 福 祉 費	22,054,547
	2 児 童 福 祉 費	15,956,771
	3 生 活 保 護 費	5,355,232
	4 災 害 救 助 費	3,000
4 衛 生 費		9,904,101
	1 保 健 衛 生 費	4,967,567
	2 環 境 対 策 費	345,208
	3 清 掃 費	4,377,077
	4 上 水 道 費	214,249

款	項	金額
5 労働費		188,213
	1 労働費	188,213
6 農林水産業費		514,260
	1 農業費	493,879
	2 林業費	20,381
7 商工費		3,234,010
	1 商工費	3,234,010
8 土木費		11,611,981
	1 土木管理費	258,606
	2 道路橋りょう費	1,201,862
	3 河川費	1,518,407
	4 都市計画費	8,232,284
	5 住宅費	400,822
9 消防費		2,582,257
	1 消防費	2,582,257
10 教育費		10,268,101
	1 教育総務費	1,001,959
	2 小学校費	2,217,135
	3 中学校費	1,291,413
	4 社会教育費	3,142,251



款	項	金額
	5 学 校 給 食 費	2,615,343
11 公 債 費		8,435,791
	1 公 債 費	8,435,791
12 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出 合 計		102,070,000

第 2 表 継 続 費

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
土 木 費	河 川 費	熊 野 桜 佐 地 区 雨 水 3 号 調 整 池 整 備	1,181,000	31	200,000
				32	440,000
				33	541,000
	都 市 計 画 費	名 鉄 味 美 駅 周 辺 整 備	1,120,000	31	300,000
				32	820,000
	教 育 費	社 会 教 育 費	朝 宮 公 園 第 1 期 整 備	3,589,000	31
32					2,529,000
33					290,000

### 第 3 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
市 史 編 さん 業 務	平成32年度 ～ 平成35年度	56,800
平成32年度市民税・県民税 当初賦課業務	平成32年度	3,900
平成32年度市民税・県民税 普通徴収納税通知書 作成等業務	平成32年度	5,800
平成32年度軽自動車税当初 納税通知書作成等業務	平成32年度	2,200
平成32年度市税督促状等 印刷業務	平成32年度	1,500
平成32年度がん検診等 受診券作成等業務	平成32年度	9,700
高齢者総合福祉計画 改定業務	平成32年度	2,100
障がい者総合福祉計画 改定業務	平成32年度	2,100
木津用水改修工事負担金	平成32年度	30,000
かすがいシティバス事業	平成32年度 ～ 平成33年度	205,000
公共交通網形成計画策定業務	平成32年度	4,400

# 第 4 表 地 方 債

(単位：千円)

起債の目的		限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総務債	庁舎等整備事業	167,200	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の金融機関の資金については、その融資条件による。 ただし、財政の都合により据置期限及び償還期限を短縮若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
	土地開発公社経営健全化事業	845,700			
民生債	社会福祉施設整備事業	96,000			
	児童福祉施設整備事業	32,600			
衛生債	保健衛生施設整備事業	13,600			
	清掃施設整備事業	213,700			
労働債	勤労者厚生施設整備事業	54,500			
農林債	農業施設等整備事業	164,100			
商工債	勝川駅周辺施設整備事業	14,800			
土木債	道路橋りょう整備事業	593,800			
	河川整備事業	831,000			
	都市計画事業	1,914,300			
	住宅施設整備事業	114,500			
消防債	消防施設整備事業	185,600			
教育債	義務教育施設整備事業	969,400			
	社会教育施設整備事業	837,100			
臨時財政対策債	臨時財政対策	1,650,000			

## 平成31年度春日井市公共用地先行取得事業特別会計予算

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ280,357千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 諸 収 入		91
	1 基 金 預 金 利 子	91
2 繰 入 金		280,266
	1 繰 入 金	280,266
歳 入 合 計		280,357

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 公 債 費		280,357
	1 公 債 費	280,357
歳 出 合 計		280,357

## 平成31年度春日井市国民健康保険事業特別会計予算

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26,290,999千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

### (債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険税		5,915,482
	1 国民健康保険税	5,915,482
2 県 支 出 金		17,826,863
	1 県 補 助 金	17,826,863
3 繰 入 金		2,466,421
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,378,048
	2 基 金 繰 入 金	88,373
4 財 産 収 入		59
	1 財 産 運 用 収 入	59
5 諸 収 入		82,174
	1 延滞金、加算金及び過料	30,500
	2 雑 入	51,674
歳 入 合 計		26,290,999



歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		86,173
	1 総務管理費	86,173
2 保険給付費		17,643,599
	1 療養諸費	17,643,599
3 国民健康保険事業費納付金		8,271,840
	1 医療給付費分	5,889,327
	2 後期高齢者支援金等分	1,817,982
	3 介護納付金分	564,531
4 保健事業費		249,328
	1 保健事業費	61,370
	2 特定健康診査等事業費	187,958
5 基金積立金		59
	1 基金積立金	59
6 諸支出金		40,000
	1 償還金及び還付加算金	40,000
歳出合計		26,290,999

## 第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
平成32年度国民健康保険税 納税通知書作成等業務	平成32年度	5,200

## 平成31年度春日井市後期高齢者医療事業特別会計予算

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,843,750千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		4,009,315
	1 後期高齢者医療保険料	4,009,315
2 繰 入 金		705,618
	1 一般会計繰入金	705,618
3 諸 収 入		128,817
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 償還金及び還付加算金	8,200
	3 受託事業収入	120,615
	4 雑 入	1
歳 入 合 計		4,843,750

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		172,366
	1 総務管理費	160,945
	2 徴収費	11,421
2 後期高齢者医療金 （広域連合納付）		4,663,184
	1 後期高齢者医療金 （広域連合納付）	4,663,184
3 諸支出金		8,200
	1 償還金及び還付加算金	8,200
歳出合計		4,843,750

## 平成31年度春日井市介護保険事業特別会計予算

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23,336,275千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保 険 料		5,489,830
	1 介 護 保 険 料	5,489,830
2 使 用 料 及 び 手 数 料		776
	1 手 数 料	776
3 国 庫 支 出 金		4,856,191
	1 国 庫 負 担 金	4,004,774
	2 国 庫 補 助 金	851,417
4 支 払 基 金 交 付 金		6,123,312
	1 支 払 基 金 交 付 金	6,123,312
5 県 支 出 金		3,254,777
	1 県 負 担 金	3,042,275
	2 県 補 助 金	212,502
6 繰 入 金		3,609,281
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,264,888
	2 基 金 繰 入 金	344,393
7 財 産 収 入		187
	1 財 産 運 用 収 入	187

款	項	金 額
8 諸 收 入		1,921
	1 雜 入	1,921
歲 入 合 計		23,336,275



歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		196,177
	1 総務管理費	21,600
	2 徴収費	10,680
	3 要介護認定費	163,897
2 保険給付費		21,684,885
	1 保険給付費	21,684,885
3 基金積立金		187
	1 基金積立金	187
4 地域支援事業費		1,446,873
	1 包括的支援等事業費	450,497
	2 介護予防・日常生活支援 総合事業費	996,376
5 諸支出金		8,153
	1 償還金	8,153
歳出合計		23,336,275

## 平成31年度春日井市介護サービス事業特別会計予算

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ88,272千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 サービス収入		83,594
	1 サービス収入	83,594
2 繰入金		2,705
	1 一般会計繰入金	2,705
3 諸収入		1,973
	1 雑収入	1,973
歳入合計		88,272

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 サービス事業費		88,272
	1 サービス事業費	88,272
歳出合計		88,272

## 平成31年度春日井市民家防音事業特別会計予算

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28,374千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 支 出 金		11,050
	1 県 補 助 金	11,050
2 繰 入 金		17,324
	1 繰 入 金	17,324
歳 入 合 計		28,374

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 民 家 防 音 事 業 費		28,374
	1 民 家 防 音 事 業 費	28,374
歳 出 合 計		28,374

## 平成31年度春日井市大泉寺地区企業用地整備事業特別会計予算

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,964,754千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 企業用地売却収入		2,964,751
	1 企業用地売却収入	2,964,751
2 財 産 収 入		3
	1 財 産 運 用 収 入	3
歳 入 合 計		2,964,754

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		563
	1 総 務 管 理 費	563
2 事 業 費		193,938
	1 事 業 費	193,938
3 公 債 費		2,019,418
	1 公 債 費	2,019,418
4 繰 出 金		750,835
	1 繰 出 金	750,835
歳 出 合 計		2,964,754

## 平成31年度春日井市潮見坂平和公園事業特別会計予算

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ151,913千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。



第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		75,090
	1 使 用 料	67,860
	2 手 数 料	7,230
2 諸 収 入		523
	1 基 金 預 金 利 子	139
	2 雑 入	384
3 繰 入 金		76,300
	1 一 般 会 計 繰 入 金	10,916
	2 基 金 繰 入 金	65,384
歳 入 合 計		151,913

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		104,413
	1 総 務 管 理 費	104,413
2 墓 園 事 業 費		47,500
	1 墓 地 築 造 事 業 費	47,500
歳 出 合 計		151,913

## 平成31年度春日井市春日井市民病院事業会計予算

### (総則)

第1条 平成31年度春日井市春日井市民病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

### (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	
一 般 病 床	552床
感 染 症 病 床	6床
(2) 年 間 患 者 数	
入 院 患 者 数	177,876人
外 来 患 者 数	345,600人
(3) 一 日 平 均 患 者 数	
入 院 患 者 数	486人
外 来 患 者 数	1,440人
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
施 設 整 備 費	16,501千円
資 産 整 備 費	640,475千円

### (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

## 収 入

第1款 病院事業収益	17,663,897千円
第1項 医業収益	16,862,599千円
第2項 医業外収益	801,295千円
第3項 特別利益	3千円

## 支 出

第1款 病院事業費用	17,663,897千円
第1項 医業費用	17,044,934千円
第2項 医業外費用	618,960千円
第3項 特別損失	3千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,108,490千円は、過年度分損益勘定留保資金1,106,661千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,829千円で補填するものとする。）。

## 収 入

第1款 資本的収入	402,562千円
第1項 出資金	201,519千円
第2項 他会計貸付金返還金	200,000千円
第3項 その他資本的収入	1,043千円

## 支 出

第1款 資本的支出	1,511,052千円
第1項 建設改良費	656,976千円
第2項 償還金	806,075千円
第3項 投資	48,001千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 予定支出の各項の経費及び各項の間の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 8,873,884千円

(2) 交際費 200千円

(他会計からの補助金)

第8条 企業債に係る利子補給等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、476,419千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、4,362,965千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
器 械 備 品	磁気共鳴画像診断装置	一 式
器 械 備 品	患者監視装置	一 式
器 械 備 品	全自動化学発光免疫測定装置	一 式

## 平成31年度春日井市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度春日井市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 人 口	312,200人
(2) 給 水 栓 数	131,620栓
(3) 年 間 総 配 水 量	35,651,000m <sup>3</sup>
(4) 一 日 平 均 配 水 量	97,407m <sup>3</sup>
(5) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
管路耐震化整備	534,060千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水 道 事 業 収 益	6,121,237千円
第1項 営 業 収 益	5,111,289千円
第2項 営 業 外 収 益	1,009,946千円
第3項 特 別 利 益	2千円

支 出

第1款 水 道 事 業 費 用	5,467,397千円
第1項 営 業 費 用	5,334,172千円
第2項 営 業 外 費 用	131,065千円

第3項 特別損失 2,160千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,105,913千円は、過年度分損益勘定留保資金976,971千円、建設改良積立金30,000千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額98,942千円で補填するものとする。）。

収入

第1款 資本的収入	944,227千円
第1項 負担金	9,024千円
第2項 固定資産売却代金	1千円
第3項 工事収入	735,201千円
第4項 分担金	1千円
第5項 他会計貸付金返還金	200,000千円

支出

第1款 資本的支出	2,050,140千円
第1項 建設改良費	1,727,759千円
第2項 企業債償還金	322,381千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 予定支出の各項の経費及び各項の間の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 336,425千円

(他会計からの補助金)

第8条 児童手当に要する経費として一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,194千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、44,255千円と定める。



## 平成31年度春日井市公共下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度春日井市公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 戸 数	72,860戸
(2) 年 間 総 処 理 水 量	25,363,000m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 処 理 水 量	69,298m <sup>3</sup>
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
上 条 地 区 管 渠 整 備 事 業	2,400,261千円
浄 化 セ ン タ ー 更 新 整 備 事 業	1,576,889千円
熊 野 桜 佐 地 区 雨 水 幹 線 等 整 備 事 業	814,828千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下 水 道 事 業 収 益	7,257,019千円
第1項 営 業 収 益	3,185,837千円
第2項 営 業 外 収 益	4,071,181千円
第3項 特 別 利 益	1千円

## 支 出

第1款 下水道事業費用	6,905,171千円
第1項 営業費用	6,073,266千円
第2項 営業外費用	808,501千円
第3項 特別損失	1,404千円
第4項 予備費	22,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,387,906千円は、当年度分損益勘定留保資金2,039,582千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額348,324千円で補填するものとする。）。

## 収 入

第1款 資本的収入	7,436,093千円
第1項 企業債	5,256,300千円
第2項 出資金	927,419千円
第3項 補助金	1,216,505千円
第4項 負担金	35,869千円

## 支 出

第1款 資本的支出	9,823,999千円
第1項 建設改良費	5,607,174千円
第2項 企業債償還金	4,216,825千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的 支出	建設 改良費	南部浄化センター 汚泥処理 設備更新事業	803,000	31	399,000
				32	404,000
		熊野桜佐 ポンプ場 整備事業	4,721,600	31	408,800
				32	1,663,200
				33	2,649,600

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の 目的	限度額	起債の 方法	利 率	償還の方法
公共 下水道 事業	5,256,300	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内（ただし、 利率見直し方式で借り 入れる政府資金及び地 方公共団体金融機構資 金について、利率の見 直しを行った後におい ては、当該見直し後の 利率)	政府その他の金融 機関の資金について は、その融資条件に よる。 ただし、財政の都 合により据置期限及 び償還期限を短縮若 しくは繰上償還又は 低利に借り換えるこ とができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 予定支出の各項の経費及び各項の間の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 394,104千円

(他会計からの補助金)

第10条 公共下水道事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,089,985千円である。